

## 学校において予防すべき感染症による出席停止について

学校保健安全法第 19 条に基づき、出席停止を指示します。医師と相談の上、適切な処置をとるようご配慮ください。なお、治癒し登校する際には、下記の「出席停止報告書」を御家庭で記入し、学校へ提出してください。

出席停止期間の基準は、次のとおりです。

|       | 病名  | 出席停止期間の基準                                      |
|-------|---|--|
| 第 1 種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、中東呼吸器症候群 (MERS)、特定鳥インフルエンザ (H5N1)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症 | 治癒するまで   |
| 第 2 種 | インフルエンザ (鳥インフルエンザを除く)   | 発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで               |
|       | 百日咳   | 特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで    |
|       | 麻疹 (はしか)  | 解熱後 3 日を経過するまで                                 |
|       | 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)  | 耳下腺、顎下線または舌下線の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
|       | 風しん (三日ばしか)   | 発疹が消失するまで                                      |
|       | 水痘 (みずぼうそう)   | すべての発疹が痂皮化するまで                                 |
|       | 咽頭結膜熱 (プール熱)  | 主要症状消退後 2 日を経過するまで                             |
|       | 新型コロナウイルス感染症 (R2.1 月に、中国から WHO に報告されたウイルスに限る)   | 発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで           |
|       | 結核<br>髄膜炎<br>菌性髄膜炎  | 病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで                     |
| 第 3 種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症   | 病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで                     |

(R5.5.8 改正)

## 出席停止報告書

報告日：令和 年 月 日

年 組 番 氏名

1 出席停止となった病名 \_\_\_\_\_

(インフルエンザの場合は A 型・B 型等を記載)

2 出席停止期間 令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( )

3 受診した医療機関名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 市・町)

保護者等署名 \_\_\_\_\_